

確定申告期間のご案内

令和5年分の確定申告・納付期限は、所得税および復興特別所得税（以下、所得税等）、贈与税は3月15日（金）、個人事業者の消費税および地方消費税（以下、消費税等）は4月1日（月）です。また、令和5年分の市・県民税の申告期限は3月15日（金）です。所得税等の確定申告をしない場合、この申告が必要となる場合もあるので、ご確認ください。

※申告義務のない方が行う所得税等の還付申告（年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄付金控除により還付を受ける方などが該当）は、確定申告期間とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することができます。

● 所得税等の確定申告作成・相談会

所得税等の確定申告の作成・相談会を、大和税務署とイオンモール座間で開催します。

① 確定申告書作成会場

日時 2月16日（金）～3月15日（金）（土曜・日曜日、祝日を除く。ただし、2月25日（日）は開場）9:00～17:00（受け付けは8:30～16:00。提出は17:00まで）

場所 大和税務署

入場整理券 国税庁LINE公式アカウントから事前に入手可能。当日会場で配布（混雑状況により早めに締め切る場合あり）

※相続税の相談はできません。

※車での来場はご遠慮ください（公道での駐車場待ち不可）。



国税庁LINE公式アカウント

② 税理士会無料相談

日時 2月7日（水）・8日（木）10:00～15:30（12:00～13:00を除く）

場所 イオンモール座間3階イオンホール

内容 小規模納税者の所得税等および消費税等、年金受給者および給与所得者の所得税等の申告書を作成し提出

※土地、建物、株式などの譲渡所得がある場合や住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合などの複雑な内容の相談および贈与税申告の相談はできません。

申込 1月10日（水）以降に申し込みサイト（https://coubic.com/tochi116/booking_pages）から申し込み（右記2次元コードからアクセス可）



申し込みサイト

問合せ 大和税務署 ☎046(262)9411

③ 確定申告相談会

日時 2月16日（金）～3月15日（金）（土曜・日曜日、祝日を除く）10:30～16:30（12:00～13:00を除く。受け付けは16:00まで）金曜日は13:30～19:00（受け付けは18:30まで）※最終日の受け付けは16:30まで。

場所 イオンモール座間3階イオンホール

対象範囲

【対象所得（令和5年中）】 給与所得および雑所得（公的年金のみ）

【対象控除など（令和5年中）】 社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦・ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除、配偶者（特別）控除、扶養控除、医療費控除

※対象範囲外の年分、所得、控除、作成済みの確定申告書の仮収受などは当申告会場では受けられませんので、大和税務署に郵送または直接ご提出ください。

申込

- 次の受付期間（土曜・日曜日、祝日を除く）に電話で問い合わせ先へ

受付時間（12:00～13:00を除く）
2月7日（水）～15日（木） 10:00～16:00
2月16日（金）～3月15日（金） 月曜～木曜日：10:30～16:00 金曜日：13:30～16:00
 - 2月1日（水）10:00～3月14日（木）16:00に市LINE公式アカウントから予約
- 問合せ** 予約専用ダイヤル ☎046(252)8830
- ※予約なしの当日受付も可能ですが、混雑状況により早めに締め切る場合があります。

..... 共通事項

持物（①～③共通） 前年の申告書などの控えや源泉徴収票など申告に必要な書類（還付申告をする方は申告する方名義の預貯金口座番号が分かるもの）、筆記用具、計算器具およびマイナンバーに係る本人確認書類（マイナンバーカードや通知カードなどの番号確認書類および運転免許証などの身元確認書類）

④ スマートフォンによる確定申告書作成のサポート

日時 2月16日（金）～3月15日（金）（土曜・日曜日、祝日を除く）10:30～16:30（12:00～13:00を除く。受け付けは16:00まで）金曜日は13:30～19:00（受け付けは18:30まで）※最終日の受け付けは16:30まで。

場所 イオンモール座間3階イオンホール

対象範囲 ③の対象範囲に加え一時所得と寄付金控除の申告

申込 2月1日（水）10:00～3月14日（木）16:00に市LINE公式アカウントから予約

● 市民文化会館はハーモニーホール座間、市民体育館はスカイアリーナ座間、市民交流プラザはプラっとざま、総合福祉センターはサニープレイス座間、ふれあい会館はコミュニティプラザと表記します。申し込みは、特に記載がなければ1月4日以降にお願いします。

持物 スマートフォン（マイナンバー読み取り対応機種）、マイナンバーカード（全ての暗証番号も必要）、収入や控除に関する書類（還付申告をする方は申告する方名義の預貯金口座番号が分かるもの）、利用者識別番号が分かるもの（前年の申告書の控えなど）、計算器具

その他 同相談会は、ご自身のスマートフォンで確定申告書を作成するための手助けを行うものです。事前に「マイナポータル」アプリケーションとiPhoneの方は「Safari」、Androidの方は「Chrome」のインストールが必要です。

● 市・県民税申告のご案内

毎年1月1日に市内に在住する方は、前年中の収入状況などを市に申告する必要があります。この申告は、市・県民税の賦課の他、多くの公的な手続き（国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、児童手当などの各種手当の算定、課税（非課税）証明書の発行）の基礎資料となりますので期限内の提出をお願いします。

提出期間 2月1日（水）～3月15日（金）（土曜・日曜日、祝日を除く）

提出方法 市役所2階市民税課、各出張所（東出張所を除く）で配布する市・県民税申告書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入して252-8566座間市役所市民税課宛てに郵送または直接担当へ

持物 本人確認書類（マイナンバーカードや通知カードなどの番号確認書類および運転免許証などの身元確認書類。郵送提出の場合は写しを同封）、収入や控除が分かるもの（源泉徴収票、控除証明書、障害者手帳など）

※特別な事情がない限りは、郵送での提出をお願いします。

申告が必要な方の例

- 市・県民税の申告書が届いた方（前年の状況から必要と思われる方に1月下旬に送付します）
- 前年中の収入がなかった方（雇用保険、遺族年金、障害者年金、傷病者年金のみの方は課税対象の収入にならないため申告が必要です）
- 前年中、市外に住所がある家族に扶養されていた方
- 前年分の所得税がかからないため、確定申告をする必要がない方

申告が不要な方の例

- 前年分の所得税の確定申告を提出する方（還付申告を含む）
- 前年中、市内に住所がある家族に扶養されていて、その家族の確定申告、年末調整で所得税の配偶者控除、扶養控除および16歳未満の扶養親族の対象となっている方
- 前年中の収入が給与のみで、勤務先から年末調整済みの給与支払報告書が市に提出されている方
- 前年中の収入が公的年金等のみで、公的年金等の源泉徴収票の控除内容に変更がない方

※医療費控除など、給与支払報告書や公的年金などの源泉徴収票に記載されていない各種控除を申告する場合は確定申告（所得税が源泉徴収されている方）または市・県民税の申告が必要です。

● その他お知らせ

自宅からスマートフォンなどで申告

マイナンバーカードまたはe-Tax用のID・パスワードをお持ちの方はスマートフォンなどで確定申告ができます。

マイナンバーカードを利用して、マイナポータルと連携することにより各種証明書のデータを一括取得し確定申告書に自動入力できます。詳しくはe-Taxのホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

医療費控除の明細書の添付

医療費控除を受けるためには、「医療費控除の明細書」を作成し確定申告書に添付してください（領収書の添付は不要です）。

※医療費の領収書は5年間保存する必要があります（税務署から求められた際は、提示または提出をしなければなりません）。

※医療保険者が発行する医療費通知を添付すると、医療機関名などの明細の記入を省略できます。

ふるさと納税ワンストップ特例制度への対応

ふるさと納税をしてワンストップ特例を申請された方でも、医療費控除などのために確定申告を行う場合は、全てのふるさと納税の内容を確定申告書に記載することが必要となりますのでご注意ください。

公的年金などの申告不要制度

公的年金など（外国年金などは別）の収入金額の合計金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税等の確定申告をする必要はありません。ただし、この場合でも、年金収入から所得税が差し引かれている方が所得税等の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※公的年金などの申告不要制度が適用になる方でも、住民税の申告が必要な場合があります。詳しくは担当へお問い合わせください。

担当 市民税課 ☎046(252)8833 (FAX)046(255)3550